

国民健康保険療養費の支給申請について

緊急その他やむを得ない理由で医療機関に被保険者証を提示できなかった等の理由により、医療費の全額（10割）を自己負担された場合は、国保に申請することにより、審査により保険で認められた部分のうち国保負担分（7～8割）を支給します。申請書をご記入いただき、必要書類とともに、こくほ給付係までお持ちいただくか、ご郵送ください。

《申請に必要なものについて》

- 1 『国民健康保険療養費支給申請書』（裏面、記入例をご参照ください。）
支給申請書に必要な事項をご記入のうえ、世帯主氏名欄に署名してください。
（氏名を印刷またはゴム印で記名の場合は、世帯主氏名の後に押印してください。）
申請書は、受診者ごと、医療機関(調剤薬局)ごと、診療月ごとに一通提出してください。
 - ・足りない場合は適宜コピーしてお使いください。
 - ・公金受取口座への振り込みをご希望の場合は、世帯主の個人番号欄の記載が必要です。また、マイナンバーカード（両面）の写しを同封してください。
- 2 『診療(調剤)報酬明細書 = レセプト』（の写し）
明細書、診療明細書、調剤明細書とは別の書類となりますので、ご注意ください。
 - ・医療機関で10割負担した場合は、医療機関から取り寄せてください。
 - ・以前加入していた健康保険の被保険者証を使用した場合は、健康保険組合等から取り寄せてください。
- 3 『領収書』（コピーでの提出も可能です。）
 - ・医療機関で10割負担した場合は、医療機関に10割支払ったことが分かるもの。
 - ・以前加入していた健康保険の被保険者証を使用した場合は、健康保険組合等に保険負担分を返納したことが分かるもの。内訳があれば添付してください。

《支給時期について》

申請から、支給決定金額が世帯主の口座に振り込まれるまで3か月程度かかります。なお、振込前には、『支給決定通知書』をお送りします。

《申請期間および申請者について》

申請期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間で、申請者は原則世帯主です。

《その他の申請について》

医療機関で10割負担し、障・乳・子・青・親の都、区の医療証をお持ちの方は、それぞれの担当部署への申請も必要となります。必要書類等は、担当部署にお尋ねください。

障（身体障害者手帳・愛の手帳） 管轄の総合福祉事務所

障（精神障害者保健福祉手帳） 管轄の保健相談所

乳・子・青・親 子育て支援課 児童手当係（本庁舎10階）

【問い合わせ先・送付先】 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
練馬区区民部国保年金課こくほ給付係（本庁舎3階）
03-5984-4553（直通）